

みんなに安心 預金保険制度

お知らせ

預金保険制度により、
決済用預金※(当座預金や利息の
付かない普通預金などは、
全額保護されます。

※決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。この預金が決済用預金に該当するかについては、各金融機関にご確認ください。

**定期預金や利息付きの
普通預金**などは、金融機関毎に
預金者1人当たり、
元本1,000万円までと
その利息等が保護されます。

(それを超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われることがあります(一部カットされることがあります)。)

預金保険制度の 対象となっている金融機関

- 銀行(日本国内に本店のあるもの)
- 信用金庫
- 信金中央金庫
- 信用組合
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫
- 労働金庫連合会
- 株式会社商工組合中央金庫

※株式会社ゆうちょ銀行も預金保険制度の対象金融機関です。

預金保険制度についてのご質問等は
預金保険機構もしくは最寄りの財務局まで。

預金保険機構	tel. 03 (6262) 5945
北海道財務局	tel. 011 (709) 2311
東北財務局	tel. 022 (263) 1111
関東財務局	tel. 048 (600) 1146
北陸財務局	tel. 076 (292) 7853
東海財務局	tel. 052 (951) 2493
近畿財務局	tel. 06 (6949) 6259
中国財務局	tel. 082 (221) 9221
四国財務局	tel. 087 (811) 7780
九州財務局	tel. 096 (353) 6351
福岡財務支局	tel. 092 (411) 7281
沖縄総合事務局	tel. 098 (866) 0095
金融庁	tel. 03 (3506) 6000

金融庁・預金保険機構

<<https://www.fsa.go.jp>>

<<https://www.dic.go.jp>>

70
古紙配合率70%再生紙を使用しています。

預金に関する重要事項のお知らせ

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。

信用金庫の預金に関する「重要事項」は以下のとおりです。信用金庫に預金される際には、預金規定、各説明書のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認ください。よろしくお願いいたします。

1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

商品の分類	保護の範囲
当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金	全額保護 〔利息がつかない等の条件を満たす預金(注1)を保護〕
利息のつく普通預金 定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金	定額保護 〔合算して元本1,000万円までとその利息(注2)を保護 元本1,000万円を超える部分とその利息については、 概算払い率に応じて払い戻されることとなります。 (金額が一部カットされることがあります。)]

(注1) 次の①～③の条件を満たすもので「決済用預金」といいます。

- | |
|---|
| ①無利息(預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの)
②要求払い(預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの)
③決済サービスを提供できること(公共料金口座引落などのように決済ができるもの) |
|---|

(注2) 「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。

2. 外貨預金について

- 預金保険制度の対象とならない預金です。
- 元本とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。
- 外貨預金(先物予約なし)を満期時等に元本やその利息を円貨で受け取られる場合は、為替相場の変動により、場合によっては為替差損が生じるリスク(為替変動リスク)があります。

3. 預金以外の金融商品について

- 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっており、信用金庫により取扱いも異なりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

— なお、詳しくは窓口におたずねください —